

別表(第2条、第3条関係)

世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理補助金の補助対象経費及び補助率等

		事業の種類		該当条項	事業者	補助対象経費	補助率等
国 指 定 文 化 財	有 形 文 化 財	建 造 物	保存修理 防災施設 環境保全 他	第13条第2項	所有者	国が補助対象経費と 認められたもの	次の各号に掲げる補助対象経費に対する国 庫補助率の区分に応じ、当該各号に定める とおりとする。ただし、1件1000万円を限度と する。 (1) 国庫補助率50%以上55%以下の場合 国庫補助額を控除した額の20%以内 (2) 国庫補助率60%以上70%以下の場合 国庫補助額を控除した額の25%以内 (3) 国庫補助率75%以上85%以下の場合 国庫補助額を控除した額の30%以内